

決議第3号

土屋由希子議員に対する辞職勧告決議

湯河原町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり決議（案）を提出します。

令和4年9月12日提出

湯河原町議会議長 山本俊明様

提出者	湯河原町議会議員	室伏 寿美夫
賛成者	同	熊谷 照男
賛成者	同	渡辺 久子
賛成者	同	松野 洋一
賛成者	同	松井 一寿
賛成者	同	村瀬 公大
賛成者	同	善本 真人
賛成者	同	露木 寿雄
賛成者	同	室伏 重孝
賛成者	同	土屋 誠一
賛成者	同	原田 洋

土屋由希子議員に対する辞職勧告決議（案）

令和4年8月24日付けの神奈川新聞の報道をきっかけに、正副議長の聞き取りを経て、土屋由希子議員が真鶴町の有権者の氏名、年齢、性別及び住所が記載された約800人分の選挙人名簿を、町議会から貸与されたタブレット型端末を使って撮影した上、当時、真鶴町議会議員選挙に立候補を予定しており、のちに真鶴町議会議員に当選した木村勇氏の支援者にその画像データを送信し、その後、当該データは木村氏の選挙はがき作成に利用されたことが明らかとなった。

9月5日開催の全員協議会における各議員からの質疑応答から、土屋由希子議員はコピーが違法であると認識しており、「写真撮影は限りなく黒に近いグレーで、確認したら黒になる」と考えながらも、「手書きは面倒だから」との身勝手な理由から、真鶴町の要綱を確認もせず当該行為に至った。

また、当該行為による議会事務局への苦情連絡が多数寄せられているなどの事実が確認された。各議員にも辞職を求める数多くの声や、「土屋由希子議員に限らず同じような行為を行っているのではないか。」「議会はどうなっているのか。」などのご意見が寄せられ、町議会への信頼を欠くことにつながっているとの意見も出された。

土屋由希子議員の行った当該行為は、湯河原町議会情報処理端末管理規則第7条第1項及び湯河原町議会情報処理端末使用規則第3条第3項に違反し、かつ、公職選挙法及び「真鶴町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要綱」の規定に抵触する可能性がある。

湯河原町議会基本条例の前文には、「議会は、町民主権を基礎とし、町民の信託を受けて活動する町民の代表機関であり、議事機関である。」、また、後段には、「議会及びすべての議員は、町民の信託にこたえるため、高い使命感を持って職務に取り組むことを誓約する。」と記載されている。

当該行為は、同条例第4条第4項に規定する「議員は、自らが町民の選良であることを認識し、町民の代表にふさわしい活動を行うよう努めなければならない。」に違反し、選挙で選ばれた公人として、当然遵守すべき法律やルールに抵触する可能性がある行為を行うことは、議員としての資質すら疑わざるを得ず、町議会に対する町民からの信頼を著しく損ねるもので、極めて重大な事案である。

よって、湯河原町議会は、法令等に抵触するおそれのある行為を行い、町議会の品位を貶め、信頼を著しく失墜させた土屋由希子議員に対し、直ちに議員の職を辞することを強く勧告する。

令和4年9月12日

湯河原町議会